

○竜王町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱

平成20年3月31日告示第66号

改正 平成22年3月31日告示第88号 平成23年3月22日告示第48号 平成23年6月20日告示第122号  
平成25年3月29日告示第47号 平成27年9月16日告示第118号 平成29年7月3日告示第117号  
令和3年7月29日告示第96号 令和4年9月30日告示第136号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、重度の心身障害の状態にある老人等が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、町長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

**第2条** 福祉助成費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に定める者のうち、次のいずれかに該当する者（以下「心身障害老人」という。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳交付者」という。）のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表」という。）に定める障害の程度が1級または2級に該当する者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知的障害の程度が重度と判定された者

ウ 身体障害者手帳交付者のうち、規則別表に定める障害の程度が3級に該当し、更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者

エ 身体障害者手帳交付者のうち、規則別表に定める障害の程度が3級に該当する者、更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「保健福祉手帳交付者」という。）のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害等級（以下「精神障害等級」という。）を1級と判定された者

オ 身体障害者手帳交付者のうち、規則別表に定める障害の程度が4級から6級までに該当する者、更生相談所において、知的障害の程度が軽度と判定された者または保健福祉手帳交付

者のうち、精神障害等級を2級もしくは3級と判定された者

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、竜王町福祉医療費助成条例(昭和48年竜王町条例第35号。以下「条例」という。)第2条第5号に規定する母子家庭の母等または同条第6号に規定する父子家庭の父等に該当する者

(3) 他の市町に居住する心身障害老人で、町長が医療費の助成を必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、心身障害老人(前項第1号エおよびオに該当する者を除く。)のうち、竜王町の区域内に所在する条例第2条第9号の2に規定する障害者支援施設等(以下「障害者支援施設等」という。)に入所したことにより、他の市町村から竜王町の区域内に住所を変更したと認められる者は助成対象者としなない。

(住所地特例)

**第2条の2** 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、竜王町から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる心身障害老人(前条第1項第1号エおよびオに該当する者を除く。)は、前条第1項に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該心身障害老人が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に竜王町の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

(助成の範囲)

**第3条** 町長は、助成対象者の疾病または負傷について、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付が行われた場合において、当該後期高齢者医療給付の額(助成対象者が同法第67条第1項の規定による一部負担金を支払わなければならない場合にあつては、当該後期高齢者医療給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用の額(同法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額および同法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。)に満たないときは、当該助成対象者に対しその満たない額に相当する額を福祉助成費として助成する。ただし、当該疾病または負傷について法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときまたは附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者、助成対象者の配偶者および助成対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として助成対象者の生計を維持する者のうちに、地方税法(昭和25年法律第226号)による町民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から別表第1に定める自己負担金を控除した額を助成する。

3 第1項の医療に要する費用の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定によ

り厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、福祉助成費を助成しない。

(1) 第2条第1項第1号アからエまでおよび第2号の助成対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉助成費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が別表第2に定める額を超えるとき。当該助成対象者の配偶者の前年の所得または当該助成対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該助成対象者の生計を維持する者の前年の所得が、別表第2に定める額を超えるときも、同様とする。

(2) 第2条第1項第1号オに該当する助成対象者、当該助成対象者の配偶者または当該助成対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該助成対象者の生計を維持する者が地方税法による町民税を課せられているとき。

(助成券の交付)

**第4条** 福祉助成費の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等福祉助成券交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

(助成券)

**第5条** 町長は、助成対象者から申請があつた場合、福祉助成費の助成を受けることができる重度心身障害老人等福祉助成券（別記様式第2号以下「助成券」という。）を交付するものとする。

(助成券の提出)

**第6条** 助成対象者は、福祉助成費の助成を受けようとする場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関もしくは保険薬局、または高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療等を受ける際、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項に規定する被保険者証および助成券を提示しなければならない。

(助成の方法)

**第7条** 町長は、助成対象者が第6条に定めるところにより滋賀県内の保険医療機関等において第3条第1項の規定による医療等を受けた場合には、福祉助成費として助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

(助成方法の特例)

**第8条** 第6条および第7条に定める助成の方法により難しい場合において、福祉助成費の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等福祉助成費助成申請書（別記様式第3号）を町長に提出

することにより助成を受けることができる。

(受給権の保護)

**第9条** この要綱による福祉助成費の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができない。

(助成金の返還)

**第10条** 町長は、偽りその他不正の手段により福祉助成費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の竜王町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の規定により交付された重度心身障害老人等福祉助成券は、当該重度心身障害老人等福祉助成券に記載された有効期間の日までなお効力を有する。

### 別表第1 (第3条関係)

#### 自己負担金

区分	金額	備考
入院	1日当たり1,000円	自己負担金は、同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療および歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。)ごとに、1箇月につき14,000円を限度とする。
通院または 指定訪問看護	1診療報酬明細書当たり 500円	1箇月当たりの自己負担金が左の金額に満たないときは、当該金額とする。 調剤報酬明細書には適用しない。

### 別表第2 (第3条関係)

#### 所得制限額

身体障害者手帳1級から3級までの者	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経
-------------------	-------------------------

療育手帳重度および中度の者 精神保健福祉手帳 1 級の者	過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「措置令」という。）第52条の表第 6 条の 4 第 1 項に規定する額
母子家庭の母等および父子家庭の父等	措置令第46条第 4 項に規定する額
配偶者、扶養義務者	措置令第52条の表第 5 条の 4 第 2 項の項下欄に規定する額

備考 所得の範囲およびその額の計算方法は、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第 1 条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第 6 条および第 6 条の 2 に規定する所得の範囲および計算方法とする。